

# 伐木造材作業従事者の皆さまへ

林業労働災害防止協会旭川分会( 0166-22-8621)

労働安全衛生規則の一部改正により「伐木等安全衛生特別教育規程」が改正されました。チェーンソーによる伐木造材作業に従事されている皆様(既存有資格者)が、令和2年(2020年)8月1日以降継続して伐木造材作業に従事する場合は追加(教育規程に追加された項目の履修が必要)の講習(以下「補講」という)が必要となります。

また、新規に伐木造材作業に従事される場合は、旧規定と新既定の各科目の履修時間が異なる部分があり、新規程での講習受講は、令和2年(2020年)8月1日以降でなければ就労でないこととなります。

したがって、令和2年(2020年)7月末までは、旧教育規程の16時間講習を受講し、既存有資格者(36条の8に規定の大径木)と同じく2時間30分の補講を受講されることにより、令和2年(2020年)8月1日以降の法施行後の伐木造材作業につくことが可能となります。

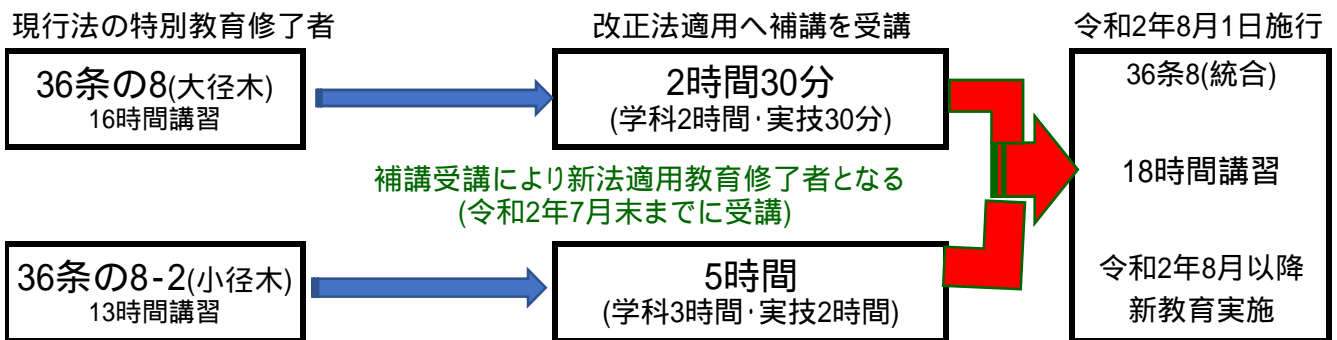
なお、法36条の8の2(小径木)の既存有資格者は、新規程に定める教育修了者となるためには、5時間の補講を受ける必要があります。



## 既存有資格者の補講内容等

区分	安衛則第36条の8(大径木)		安衛則第36条の8の2(小径木)	
(1) 学科教育時間	2時間		2時間	
(2) 実技教育時間	30分		3時間	
(3) 受講料(円)	会員 4,500	非会員 5,500	会員 10,000	非会員 11,000

## 【現行法から改正法適用フローチャート】



**現行法の教育修了者は、改正に伴う補講を受講する事により、改正法に適用した教育修了者となり、令和2年8月1日以降も就労できます。**

改正法は、令和2年8月1日施行の為、令和2年7月末までは現行法の教育規程による教育修了者でなければ、就労できません。 現行法教育は令和2年7月まで実施

## 改正法適用補講実施予定

詳細は、改めてご案内します。

受講対象	補講実施日	補講実施場所	講習時間
36条の8修了者 、及び36条8-2修了者	10月24日(木)	美瑛町町民センター	8時40分～15時まで
	1月20日(月)	富良野地域人材開発センター	
36条の8修了者	11月21日(木)	旭川市勤労者福祉会館 大会議室	9時～12時
	12月17日(火)		13時～15時
	2月14日(金)		の2回実施
	3月19日(木)		

上記日程で、法改正補講を実施します、実技が伴いますので、**1講習定員60名**で実施予定ですので、実施講習日程を調整し、令和2年8月以降チェーンソーを使用して就労する方は、必ず受講して下さい。受講していない場合、令和2年8月1日以降チェーンソーを使用しての就労はできないこととなります。